

令和7年4月25日(金)

10:00~11:00

米・米粉消費拡大対策事業（地域事業） 二次公募事前説明会

次 第

1 米・米粉消費拡大対策事業（地域事業）

（1）事業内容の説明

（2）質疑応答

2 その他

資料

- ・ 米・米粉消費拡大対策事業（地域事業）について
- ・ 令和6年度補正予算「米・米粉消費拡大対策事業」のうち地域事業の応募に関する留意事項
- ・ (参考) 米・米粉消費拡大対策事業に係る公募要領(1次公募)

米・米粉消費拡大対策事業（地域事業）について

令和 7 年 4 月

農林水産省

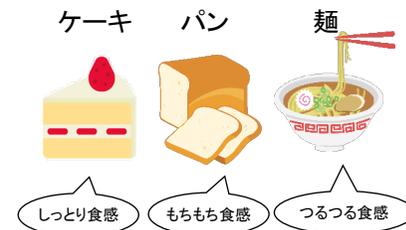
○ 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題です。米粉の需要を創出し、着実な利用促進を図るため、米粉の特徴を活かした**商品の開発**、米・米粉製品の**利用拡大に向けた情報発信**、需要の拡大に対応するための**製造能力の強化等**に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉商品開発等支援対策事業

国産米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造事業者等の取組を支援（1/2補助）

- ・ 米粉の特徴を活かした商品の開発
- ・ 米粉・米粉製品の製造等に必要な機械の開発、導入
- ・ 米粉を原料とする商品の広告宣伝（食品流通業者も対象）
- ・ 新商品の上市後3カ月間の原材料（米粉）費（※大企業は1/3補助）

【補助上限1億円、下限100万円】



国産米粉の特徴を活かした新商品開発

2. 米・米粉消費拡大対策事業

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等（定額補助）

- ・ 全国事業：全国的な米粉の消費拡大に向けた情報発信等の取組を支援（**全国事業は公募終了**）
- ・ 地域事業：地域における新たな米粉の需要創出、利用の促進等の取組を支援

【補助上限：全国事業は1.1億円、（**全国事業は公募終了**）地域事業は500万円
補助下限：100万円（地域事業のみ）】



全国事業



地域事業

3. 米粉製品製造能力強化等支援対策事業

製粉業者、食品製造事業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

- ・ 米、米粉又は米粉が主原料で小麦グルテンを含まない取組の場合には設備・機械に加えて建屋も支援対象
- ・ 米粉を原料とした米粉加工製品の場合（主原料は除く）は、製造設備・機械が支援対象（建屋は対象外）

【補助上限8億円、下限2,500万円】



製パン施設



米粉製造機

地域事業

取組対象の地域
ブロック区分：

- ・北海道ブロック
- ・東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ・関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）
- ・北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）
- ・東海ブロック（岐阜県、愛知県、三重県）
- ・近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・中国・四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

支援対象取組：

地域における米粉・米粉製品の普及啓発、新たな需要の創出、利用の促進等を目的とした取組

※取組を実施する地域ブロック内の米粉用米の生産・加工及び消費のそれぞれの関係者と連携した取組を行うことが要件となります。

補助対象者：

民間団体等（公募により選定。1事業者で複数地域ブロック応募することも可能）

支援対象経費：

- ・事業費（会場借料、設営費、広告・宣伝費、情報発信費、データ収集・処理・分析費）
 - ・旅費
 - ・謝金
 - ・人件費
 - ・賃金
 - ・委託費等（委託費は事業費の50%未満）
- ※取組を実施する地域ブロック内で、過去3年以内において実施してきた料理教室、料理講習会等の取組と同様の取組は補助の対象外です。

※取組例

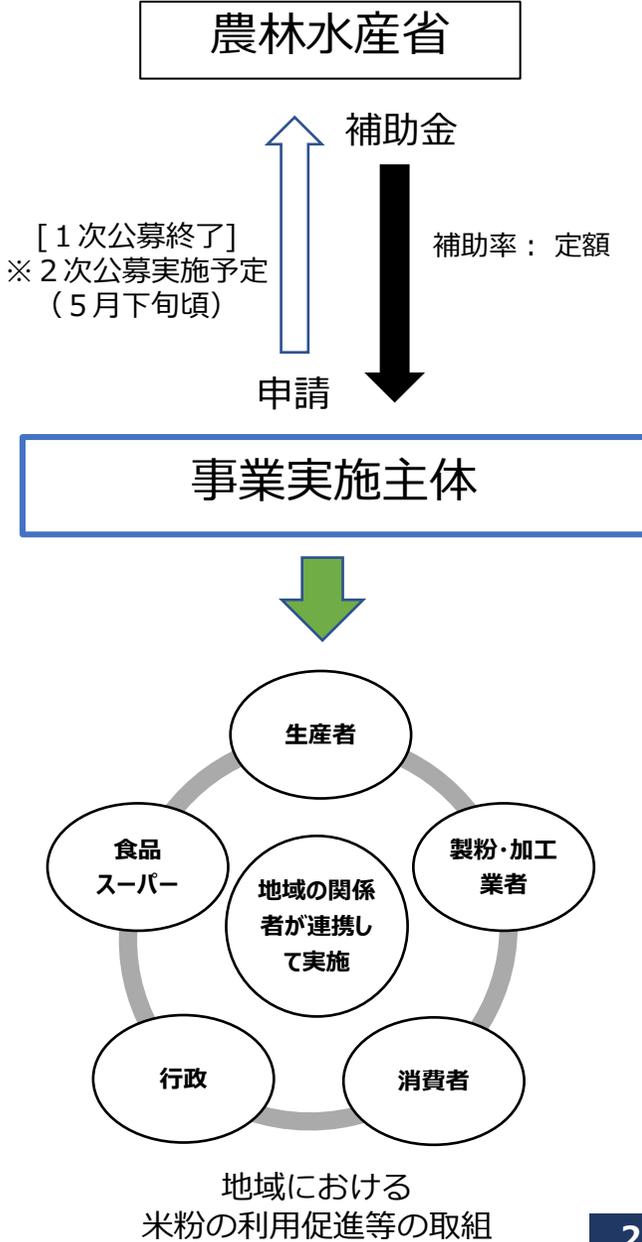
- ・地元産米粉を使った町おこしの取組（米粉villageなど）
- ・地元食材を使ったB級グルメの開発・販売

補助上限：

採択1件当たりの補助上限は500万円、下限は100万円

補助率：

定額



米粉需要創出・利用促進対策事業の問い合わせ先について

問合せ先（本省、地方農政局等）	担当地域（都道府県）	電話番号
農林水産省 穀物課	全国	03-6744-2517
北海道農政事務所 業務管理課	北海道	011-330-8808
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0406
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4623
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9021
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6223
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653

令和6年度補正予算「米・米粉消費拡大対策事業」のうち地域事業の応募に関する留意事項

○実施対象

取組を実施する地域ブロック内の米粉用米の生産・加工及び消費のそれぞれの関係者と連携した取組とすること。

以下の取組は、本事業の補助の対象外となります。

- ① 補助事業者等がその取組地域内で過去3年以内において実施してきた料理教室、料理講習会等の取組
- ② 国等のほかの助成事業により支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
- ③ 営利目的の取組

○書類（添付書類）の提出

1次公募の際に書類不備の事例が多くありました。

提出資料につきましては、公募要領の以下の部分に明記する予定のため、漏れなく提出をお願いいたします。

申請書類のチェックシート

第9の1「申請書類の作成」

○補助対象経費

補助対象経費について特に以下の項目についてはご注意ください。

委託費：事業費の50%未満とすること

人件費：算定根拠資料の提出（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。）

そのほかの経費につきましては掲載予定の公募要領の別表をご確認ください。